区告示第３４１号

荒川区立南千住中部在宅高齢者通所サービスセンターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、公の施設の管理を行わせるものを次のように指定した。

令和８年１０月２７日

荒川区長　　滝　口　学

１	施設の名称	荒川区立南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター
２	指定管理者の名称	東京都世田谷区駒沢一丁目４番１５号真井ビル 社会福祉法人奉優会
３	指定の期間	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで